

CQ 18-2

自動車運転免許についてアドバイスする点はなにか

推奨

道路交通法に基づいて運転の可否を説明する（**グレードなし**）。

解説・エビデンス

平成 14（2002）年 6 月 1 日施行の改正道路交通法および運用基準によると、てんかん患者では次の場合に該当すると運転免許が許可される（エビデンスレベルⅣ）¹⁾。免許の可否は、主治医の診断書もしくは臨時適性検査に基づいて行われる。

- ① 過去に 5 年以上発作がなく、今後発作の起こる恐れがない。
- ② 発作が過去 2 年以内に起こったことがなく、今後 X 年であれば発作が起こる恐れがない（X は主治医が記載する）。
- ③ 1 年の経過観察後、発作が意識障害および運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化の恐れがない。ただし、運転に支障をきたす発作が過去 2 年以内に起こったことがないのが前提である。
- ④ 2 年の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化の恐れはない。

中型・大型及び第二種免許について

日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去 5 年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、中型免許（中型免許（8t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有している。「道路交通法施行令」の運用基準には、上記の日本てんかん学会の見解に沿って運用する旨記載されている。

運転免許についての質問窓口

各都道府県警察にある運転免許センターには運転相談窓口が設置され、運転免許についての相談を受け付けている。

臨時適性検査とは

運転免許に係る臨時適性検査は各都道府県の公安委員会が委嘱した医師が行う。主治医の診断書が得られない、あるいはその他の理由等で臨時適性検査が必要とされた場合、運転免許の申請者は、公安委員会が指定した日時および委嘱医のいる病院で臨時適性検査を受ける。

文献

- 1) 伊藤正利, 井上有史, 三宅捷太, 他. 道路交通法改正にともなう運転適性の判定について. てんかん研. 2002; 20(2): 135-138. (エビデンスレベルⅣ)

検索式・参考にした二次資料

医中誌 (検索 2008 年 11 月 10 日)

(てんかん/TH or てんかん/AL) AND 運転免許/AL AND (PT=会議録除く) = 24 件